

中川運河再生文化芸術活動助成事業

平成29年度

# 募集要項



中川運河再生への新たな挑戦、そして創造  
～現代アートでよみがえる中川運河～

## 助成の趣旨

名古屋都市センターは、中川運河を舞台とする市民交流や創造活動が継続的に行われるよう支援するため、中川運河「にぎわいゾーン」の魅力向上につながる現代アートへの助成を行います。

この助成事業は、「中川運河再生計画」(平成24年10月 名古屋市・名古屋港管理組合策定)の趣旨に賛同されたリンナイ株式会社からの寄附を活用しています。

中川運河「にぎわいゾーン」は、平成24年10月に名古屋市と名古屋港管理組合が策定した「中川運河再生計画」に位置付けられており、運河の魅力と回遊性を高めるとともに、運河の歴史や文化・芸術を楽しむ市民活動の継続的な実施を通じ、都心地域に集まる人びとが訪れたいくなるような「港と文化を感じる都心のオアシス」の形成をめざしています。

中川運河再生計画について、詳しくは名古屋市ホームページをご覧ください  
<http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000041358.html>

## 中川運河再生文化芸術活動助成事業(愛称:中川運河助成ARToC10)

この助成の愛称「中川運河助成ARToC10」は、「なかがわうんがじょせいアートックテン」と読みます。Art(アート)の“A”、Re-(再生)の“R”、Try(挑戦)の“T”、of の“o”、Creation(創造)の“C”、そして、10年(助成期間)の“10”から生まれました。ロゴは、愛称の文字と中川運河のかたちをもとに創られています。

# 1. 助成対象について

## 1 対象区域

事業を行う区域は中川運河北部周辺を対象とします。

北端は、ささしまライブ 24 地区（平成 29 年 10 月まちびらき予定）に隣接する堀止船だまりから、東支線の松重閘門までの区間を含み、南端は、長良橋辺りまでの運河およびその周辺です。

なお、堀止においては、平成 28 年度末をめどに整備が進められている水面西側の親水緑地、北側の名古屋都市高速道路下の広場、および水面を含むものとします。

※事業の実施場所を名古屋都市センターが事業の申請者に代わって確保することはありません。

※実施場所の使用については、**使用条件などを実施場所の提供者に確認のうえ**、事業の申請者が事業の主催者として責任を持って行ってください。

※実施場所として公園等を使用する場合の使用料は、助成の対象事業であっても、有償になる場合があります。

ご不明な点等については、可能な範囲で情報提供等を行いますのでお問い合わせください。



## 2 対象事業

助成の対象となる事業は、助成対象区域内で行う作品発表やワークショップなど、現代アートに関するものとします。

※助成対象区域外で行う作品発表やワークショップ等であっても、助成対象区域内で行う事業の魅力を高めるためのもので、実施場所が対象区域周辺（愛知学区・露橋学区・広見学区）の場合に限り、審査のうえ、関連事業として助成の対象とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- (1) 特定の個人・団体のみが利用するものまたは利益を受けるもの
- (2) もっぱら営利を目的とするもの

- (3) 宗教、政治または選挙活動を目的とするもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 暴力団の利益となるようなもの
- (6) 地方自治法の規定による手続きによって、公の施設の指定管理者が行うとされた指定管理事業に含まれるもの

### 3 応募できる者

次に該当する者が応募できます（法人格の有無は不問です）。

- (1) 東海三県（愛知・岐阜・三重）に在住または在勤、在学する者、またはその者を構成員に含む団体
- (2) 団体にあつては会計経理が明確であること
- (3) 代表者が20歳以上であること

ただし、次のいずれかに該当する者（団体）は除きます。

- (ア) 宗教、政治を目的として活動を行う者（団体）
- (イ) 暴力団または暴力団員が役員となっている団体、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
- (ウ) 行政および行政が出資する団体、法令遵守に問題の認められた団体

※助成決定後でも、応募できる者に該当しないと判明した場合は、助成決定を取り消し、助成金を返還していただきます。

### 4 対象となる事業の実施期間

平成29年4月1日から平成30年2月まで

## 2. 助成金について

### 1 助成金額

総事業費のうち、助成対象経費から入場料や参加費等（以下入場料等）を差引いた金額の範囲内で、300万円を上限に助成します。

※助成金の額は予算の範囲内で決定しますので、申請額すべてを満たすとは限りません。

差引く金額については以下のとおりとします。

- (1) 入場料等の収入額が1回あたり10万円までのものは、減額しません（助成対象経費を助成金額とします）。
- (2) 入場料等の収入額が1回あたり10万円を超えるものは、その差額（入場料等の収入額－10万円×公演回数）の2分の1を減額します。

なお、入場料等を徴収し、その1人当たりの入場料等が5千円を超えるものは、興業とみなし、本助成の対象外とします。

※事業実施後、入場料等収入の総額が申請時の金額を下回った場合でも、助成金額を増額することはありません。  
※入場料等を徴収した場合は、事業実施後に参加人数がわかる根拠資料（参加名簿、入場券の半券等）を提出してください。

## 2 助成対象経費

助成対象事業に直接要する経費とします。

助成対象経費、および対象外経費の例示は以下のとおりです。

	項目	内訳（例示）
助成対象	企画費	申請者であっても、助成金額の5%以内において助成対象となる。その場合は、事業費の内訳書に助成対象者を明記し、領収書は不要とすることができる。
	制作費・材料費	大・小道具費、衣装費、舞台美術費、監修料、デザイン料、編集料、原稿執筆料、会場整理・監視員に関する費用、臨時スタッフ費、機材レンタル費、その他使用料
	設営・運搬費	照明費、音響費、会場設営・撤去費、作品運搬費、道具運搬費
	会場費	会場使用料（付帯設備等含む）
	保険料	催事保険
	謝金	出演料、演奏料、その他の謝金
	旅費	宿泊費、交通費（ガソリン代を除く）
助成対象外	印刷・広告費	○無償配布するポスター・パンフレット等の印刷・作成費、印刷物等の郵送費 ○当助成事業で作成を求めている記録の制作費
		○団体自ら設置又は管理する会場の費用、団体職員の給与等、団体運営に要する費用 ○土地、建物等の不動産取得費 ○接待・交際費 ○有料配布するグッズ・パンフレット等作成経費 ○飲食に係る経費 ○レセプション・パーティー、打ち上げに係る費用

※助成対象経費に計上できるのは、全て領収書で確認できるものに限りです。

※助成対象経費は、**華美・過大としない経費**とします。

※10万円以上の備品を購入する場合は、**購入によることが適切で助成対象事業の実施に欠くことができないもののみが助成対象**となり、購入後5年間は処分が禁じられます。

※助成対象経費には、国、県、市もしくはその外郭団体から重複して助成を受けられません。

## 3 助成金の交付

原則後払いとします。ただし、希望する場合は必要な経費について前払金および中間払金（以下前払金等）を支払います。

事業実施後は、最終的な収支に基づいて助成額を確定し、事前に支払った金額との差額分を支払います。

※事業実施後に確定する助成金額の方が事前に支払った金額より少なかった場合は、差額分を返還していただきます。

前払金等は、次の(1)および(2)を請求できます。金額は合わせて交付決定した助成額の6割を限度とします。

### (1) 前払金

平成29年4月以降、事業実施承諾書の通知を受けたあとに、助成対象経費のうち交付決定した助成額の2割を限度とした金額を請求することができます。

### (2) 中間払金

主たる事業の実施後に、使用した助成対象経費について、交付決定した助成額の6割を限度とした金額を請求することができます。

※中間払金の請求には領収書（原本）の提出が必要です。

### 3. 申請について

#### 1 事前相談

申請書等についての相談を受付けています。必ず事前に電話予約のうえ、お越してください。

期 間：平成28年11月15日（火）～12月3日（土）※日・月曜日を除く  
時 間：9時～17時（12時～13時を除く）  
場 所：名古屋都市センター13階（金山南ビル内）

また、申請を考えている方を対象として、中川運河を知っていただくためのまち歩き（現地説明会）を実施します。ガイドボランティアの解説とともに中川運河北部周辺を巡ります。事前にお申込みのうえ、ご参加ください。

日 時：平成28年11月20日（日）  
13時～15時45分（予定）  
集合場所：名鉄山王駅前の交差点北東角

申 込：EメールまたはFAX。  
【締切】11月15日（火）必着  
FAX 052-678-2211  
E-mail shien@nui.or.jp



#### 2 応募の受付

次の書類を窓口にご持参ください（郵送不可）。必ず事前に電話予約のうえ、お越してください。

- (1) 助成申請書（第1号様式）（団体は名簿を添付）
  - (2) 事業提案書（第2号様式）
  - (3) 添付資料（その他参考資料または現代アート事業等実績履歴があれば添付。A4両面5枚まで ※ホチキス、ファイル等の使用は不可）
- ※(1)～(3)について、正本を1部、副本を6部提出してください。

期 間：平成28年12月6日（火）～10日（土）  
時 間：9時～17時（12時～13時を除く）ただし金曜日は20時まで  
場 所：名古屋都市センター13階（金山南ビル内）  
※締切間際は混み合いますので、早めの間合せや提出をお願いします。

※申請書等は、審査の重要な資料になりますので、提出後変更が生じることがないように作成してください。  
※提出の際、申請書類の記載内容についておたずねしますので、提案内容を説明できる方がお越してください。  
※提出された申請書類は返却しませんので、必ず写しを取り保管してください。  
※この他にも必要となる書類の提出を求める場合があります。



## 4. 選考について

外部の専門家で構成する選考委員会にて審査・選考を行い、その選考結果を答申し、それを受けて名古屋都市センターが助成を決定します。

### 1 選考方法

〈第1次選考〉 書類選考 申請書類による審査

〈第2次選考〉 選考会 事業の提案発表（結果公表）

※審査は非公開です。

※当日の配布資料の持込みはできません。作品等については、持ち込みはできますが事前に連絡をしてください。

第1次選考の書類審査を通過した申請者は第2次選考の選考会に出席し、申請書類に基づいて事業の提案発表をしていただきます。結果公表は当日、会場にて行います。選考会に出席できない場合は、助成の交付を受けられません。

〈選考会〉

日 時：平成29年2月4日（土）

場 所：名古屋都市センター14階 会議室（金山南ビル内）

### 2 中川運河再生文化芸術活動助成選考委員会 委員（五十音順、敬称略）

中 菌 昭彦 名古屋市住宅都市局参事（開発・耐震担当）  
前 田 功憲 名古屋港管理組合港営部次長  
水 谷 栄太郎 愛知淑徳大学教職・司書・学芸員教育センター教授  
茂 登 山 清文 名古屋芸術大学デザイン学部デザイン学科教授  
山 本 さつき 美術批評家  
吉 田 俊英 前豊田市美術館館長／美術史家

※公正を期するため、委員が役員等を務める団体から応募があった場合には、当該委員は当該団体の審査からは除外します。

※委員に対し事前の働きかけがあった場合には失格とします。

### 3 審査基準

選考は、事業が中川運河の魅力向上に寄与することを前提とし、以下の視点に基づいて評価し、審査します。

評価視点		内容
視点1	にぎわい	中川運河の「にぎわいゾーン」におけるにぎわい創出につながる内容か。
視点2	「場」を活かす	中川運河の場の特性を活かした内容か。
視点3	文化芸術性	文化的価値があり、芸術性が高い活動か。
視点4	実現性	事業スケジュール、予算は具体的かつ妥当か。

## 5. 助成の決定後について

### 1 助成対象者説明会

助成対象者には、助成の手続き等についての説明会を実施し、併せて助成対象者間相互の連携を目的としたミーティングを行いますので、出席してください。

日 時：平成29年2月11日（土）13時～15時  
場 所：名古屋都市センター13階（金山南ビル内）

### 2 協力、義務等

助成対象者には、下記への協力、義務等が発生します。

- (1) 助成の決定をした事業については、申請者名、事業名、概要等を名古屋都市センターのウェブサイトやニュースレター等で公開する
- (2) 作品等の写真および映像などの記録や、作成したチラシ・ポスターなどの広報媒体を提出すること
- (3) 名古屋都市センターが助成対象事業の情報や画像および映像などの資料提供を求めた場合、また、作品（成果物）の使用を求めた場合は無償で応じること
- (4) 実施した助成事業の内容をまとめ記録したものを作成し、提出すること
- (5) 提供のあった情報等については、広報および記録に使用する
- (6) 作品を譲渡または廃棄する場合は、事前に名古屋都市センターに連絡すること
- (7) 事業を実施する会場や実施に際して作成するチラシ等および助成対象経費で購入した10万円以上の備品には、必ず中川運河再生文化芸術活動助成を受けた旨の記載と愛称・ロゴを表示し、第三者に提供する写真や映像および作品には最大限可能な範囲で表示を行うこと

例) 名古屋都市センター  の助成を受けた事業です。

- (8) 広報紙への掲載、地元報道機関への協力依頼など事業の周知宣伝に広範に取り組み、可能な限り多くの者に情報を提供するよう努めること
- (9) 事業を行う際には、地域住民への対応を始め責任を持って地域への周知および理解を得て行うこと
- (10) 事業を行う際には、実施場所への案内に務めること
- (11) 助成対象外の事業を合わせて実施する場合は、助成対象経費と領収書を明確に区分し、支出管理を行うこと

## 6. 助成の取り消しおよび助成金の返還について

次のいずれかに該当する場合は、助成決定の一部または全部を取り消し、既に交付のあった助成金の一部または全部を返還していただく場合があります。

- (1) 提出された申請書などの内容が虚偽であった場合
- (2) 助成対象者が法令などに違反する行為を行った場合
- (3) 助成の対象となる事業を実施しないとき、または実施する見込みのない場合

## ■ 助成事業のスケジュール

項 目	時 期	備 考
事前相談 申請書等についての相談	平成 28 年 11 月 15 日 (火) ~12 月 3 日 (土) ※日・月曜日を除く	
まち歩き (現地説明会)	平成 28 年 11 月 20 日 (日)	
応募の受付 申請書等の提出 (窓口持参)	平成 28 年 12 月 6 日 (火) ~10 日 (土)	様式は名古屋都市センターウェブサイトからダウンロードできます
選考会	平成 29 年 2 月 4 日 (土)	
〈助成対象事業決定通知書〉	選考会後	
〈助成金通知書〉		
助成対象者説明会	平成 29 年 2 月 11 日 (土)	助成対象者への説明とミーティング
事業着手届の提出 (窓口持参)	平成 29 年 3 月 31 日 (金) まで	* 事業計画書、事業見積書、施設管理者との貸借契約書、事業に係る許可書類等添付
〈事業実施承諾書〉	事業着手届の提出後	助成対象とする事業内容に適合しているか審査します
前払金等請求書の提出	事業実施前	前払金を請求可
— 助成事業実施 —		
前払金等請求書の提出	主たる事業実施後	中間払金を請求可
事業実績報告書の提出 (窓口持参)	~平成 30 年 2 月末 (厳守)	提出期限に係わらず事業終了後、提出書類が整い次第電話予約のうえ提出。 * 成果物等の資料添付
〈助成金確定通知書〉	事業実績報告書の提出後	
助成金請求書の提出		* 領収書の添付 未払いの業者等がある場合は請求書を添付
〈助成金の交付〉	助成金請求書の提出後	指定口座 (団体の場合は名義が団体名称の入った口座) に入金。口座がない団体・申請者は開設してください
領収書の提出 (未払いの業者等がある場合)		助成金の交付を受けて支払う業者等がある場合は、後日速やかに提出

## ■ お問い合わせ先

公益財団法人名古屋まちづくり公社  
名古屋都市センター 調査課

〒460-0023  
名古屋市中区金山町 1-1-1 金山南ビル 13 階

9 時~17 時 (12 時~13 時を除く)  
月曜休館日

TEL : 052-678-2214 FAX : 052-678-2211  
E-mail : shien@nui.or.jp  
WEB サイト : <http://www.nui.or.jp>

